

## 支店又は営業所等（準管内業者）の要件について

令和5年度における支店又は営業所等（準管内業者）の認定に係る要件は、下記のとおりです。下記の要件に該当しないと認めるときは、支店又は営業所の申請を無効とし、本店登録とします。なお、認定にあたっては、現地調査で確認させていただくことがあります。

### 記

#### ●建設工事

1. 支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
2. 支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
3. 支店又は営業所等に常駐職員が配置されていること  
事務職員 1名以上 及び 専任技術者 1名以上
4. 市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること
5. 支店又は営業所等の法人登記があること

※ 常駐とは、週7日のうち、3日以上かつ18時間以上支店等に勤務していること

#### ●測量、建設コンサルタント等

1. 支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
2. 支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
3. 支店又は営業所等に常駐職員が配置されていること  
事務職員又は技術職員 1名以上
4. 市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること
5. 支店又は営業所等の法人登記があること

※ 常駐とは、週7日のうち、3日以上かつ18時間以上支店等に勤務していること

#### お問い合わせ先

甲賀広域行政組合 総務課 財政係  
所在地 〒528-0005  
滋賀県甲賀市水口町水口 6677 番地  
電 話 0748-62-0056  
F A X 0748-63-0886